

新型コロナウイルスワクチン接種について

※令和4年5月13日現在の情報です。
最新情報は市ホームページをご確認ください。

問 久喜市コロナワクチンコールセンター
☎22-5670 / 平日9時～17時

追加(4回目)接種を実施します

接種後の時間の経過とともに、新型コロナワクチンの接種効果は低下します。このため、重症化リスクの高い方を対象に、3回目接種から5カ月を経過した後に追加接種(4回目接種)を実施します。

対象者 60歳以上の方
接種券の発送と予約 3回目の接種から5カ月程度で接種券を発送します。(申請不要)

・基礎疾患がある方
・その他重症化リスクが高いと医師が認めた方(いずれも18歳～59歳の方)
事前に申請が必要となります。申請された方へ接種券を発送します。

※接種券が到着次第、予約を取ることができます。

基礎疾患がある方等の申請方法

▶電子申請・届出サービス

https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=34430



▶新型コロナウイルス専用受付窓口

受付 9時～17時(施設の休業・休館日を除く)
場所 久喜市役所、各地区保健センター

▶郵送

〒346-0192 菅蒲町新堀38
新型コロナウイルスワクチン対策課宛
※申請書は市ホームページからダウンロード

これから3回目接種を受ける方へ

3回目接種の接種間隔が前倒しになりました

2回目接種から3回目接種の間隔が
6カ月 → 5カ月
に変更となりました。

接種の時期が来ましたら、ワクチンの種類にかかわらず、お早めの接種を検討してください。
(例：2回目接種日が令和4年1月5日の場合
→3回目は令和4年6月5日以降の接種日で予約)



接種会場

▶市内医療機関(6月1日から)

地区	医療機関名	住所
久喜	愛生会内科・婦人科クリニック	久喜中央 4-3-1
	しらさきクリニック	久喜新 1180-1
菅蒲	山崎整形外科	菅蒲町新堀 418-1
	さかた内科クリニック	伊坂南 1-12-17
栗橋	はしもとクリニック	栗橋東 5-30-2
	東鷺宮病院	桜田 2-6-5

※令和4年7月以降については、接種対象者数の増加に伴い、個別接種会場の拡大・追加を予定しています。

▶市の集団接種(7月中旬頃から)

※詳細は市ホームページ、広報くき等でお知らせします。

ワクチン接種の予約方法

久喜市コロナワクチンコールセンター

受付 9時～17時(平日のみ)
電話 22-5670 FAX 53-6237
※令和4年7月～8月は、土・日曜日、祝日も開設

WEB予約サイト

受付 24時間
「久喜市コロナワクチン接種予約フォーム」
<https://vaccines.sciseed.jp/kuki-city>



予約受付支援窓口

受付 9時～17時(各施設の休業・休館日を除く)
場所 久喜市役所、各地区保健センター、各公民館(中央・東・西・森下・栗橋・鷺宮)、ふれあいセンター久喜

第26回 参議院議員通常選挙

問 市選挙管理委員会事務局(内線2246)

令和4年7月25日の任期満了に伴い、第26回参議院議員通常選挙が行われます。

投票日当日に、仕事や外出などの事情で投票所に行くことができない方は**期日前投票**ができます!



投票場所	市役所(本庁舎)	各総合支所	モラージュ菅蒲 3階モラージュホール	クッキープラザ3階	ふれあいセンター久喜 3階第4会議室
時間	8:30～20:00		10:00～20:00	12:00～20:00	10:00～18:00
開設期間	公示日翌日から		選挙期日8日前の土曜日		選挙期日3日前の木曜日

※期日前投票所により、開設期間が異なりますのでご注意ください。

入場整理券

1人につき1枚を、世帯ごとにまとめて封書で郵送します。投票の際は、自分の名前が記載された投票所入場整理券をお持ちください。
※紛失等の場合でも、投票所で本人確認ができれば投票できます。



投票方法

選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では候補者名(参議院名簿登載者)または政党その他の政治団体の名称のいずれかを書いて投票します。

●代理投票・点字投票ができます

身体の障がいなどにより、自ら候補者名等を書くことができない方は「代理投票」を、また、目の不自由な方は「点字投票」を行うことができます。投票所の係員にお知らせください。
※代理投票は係員が候補者名等を代筆します。(係員以外の代筆はできません。)

不在者投票

該当すると思われる方は、お早めにお問い合わせ・お手続きをお願いします。詳細は、久喜市選挙管理委員会までお問い合わせください。

●滞在地で投票する方

仕事や旅行で市外に滞在中の方は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

●不在者投票を行うことができる指定病院・施設等に入院・入所している方

施設内で投票できますので施設職員に申し出てください。

●身体に重度の障がい等があり、一定の要件を満たす方

郵便等投票証明書の交付を受けて、自宅で郵便等により投票できます。

●新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養している方

一定の要件に該当する方は、療養場所から投票できます。

新型コロナウイルス感染症対策について

有権者の皆様安心して投票できるよう、投票所内での感染防止に取り組んだ上で選挙を実施しています。

投票所における感染症対策



有権者の皆様へお願い



投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。